

【参考資料 4】

○聖籠町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、
聖籠町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ聖籠町総合計画に関する事項について調査及び審議
し、その結果を町長に答申する。

(組織及び選任)

第3条 審議会は、委員42人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民
- (3) その他、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ
による。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことが
できる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴
き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別
に定める。

○聖籠町総合計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町総合計画審議会条例（昭和55年聖籠町条例第39号。以下「条例」という。）第7条の規定による審議会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 条例第7条に基づき、次の各号に掲げる部会を設ける。ただし、会長が必要と認めた場合においては、これらを統廃合したり、新たな部会を設けることができる。

- (1) 安心安全部会
- (2) 福祉部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) 行財政部会

2 部会は、審議会の委員をもって構成し、構成員については会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部員の互選とする。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会の庶務は、条例第9条に定める課のほか、聖籠町課制条例（昭和34年聖籠町条例第23号）等で定める課等で処理する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。